

湖南省告示第 34 号

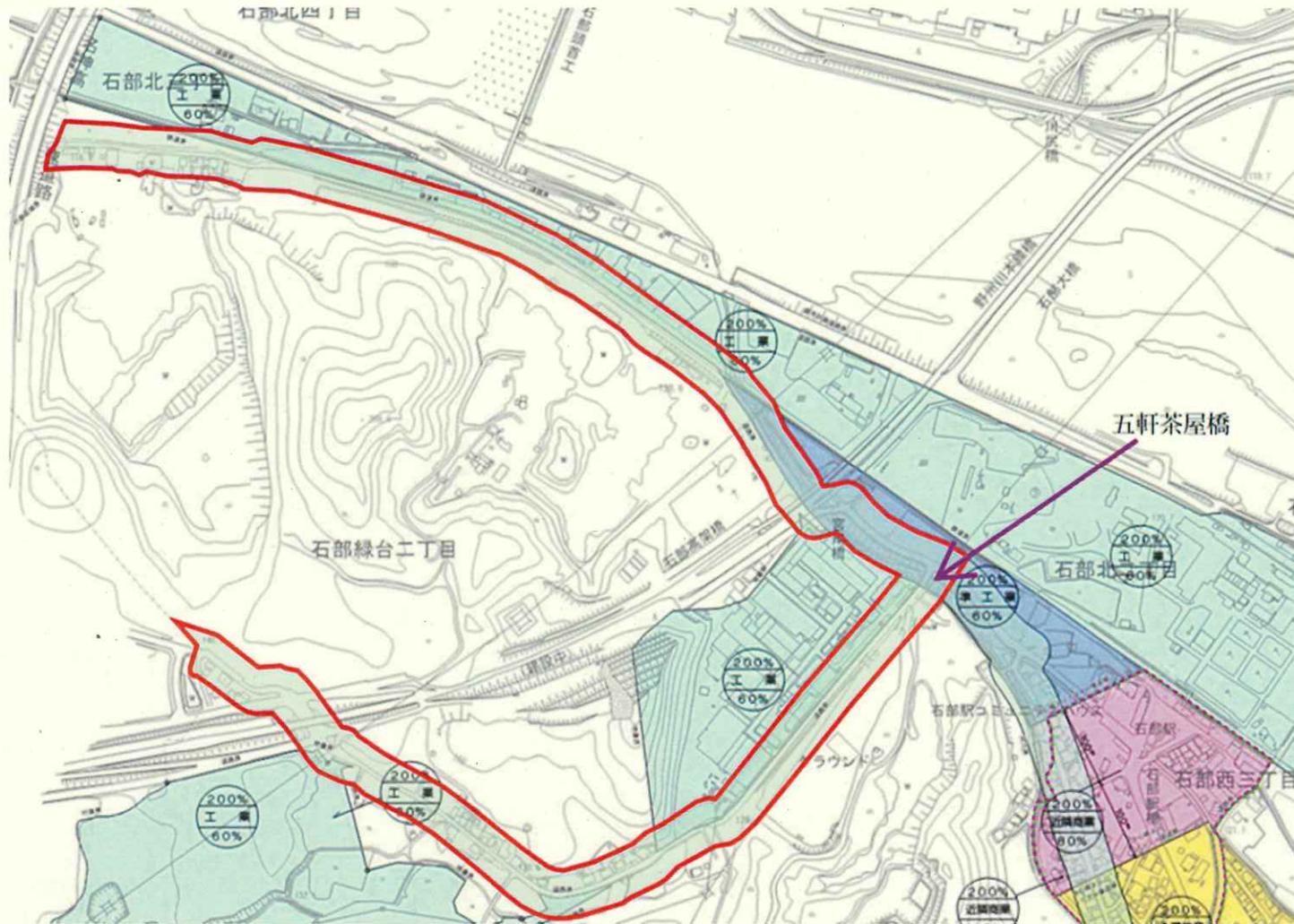
湖南省屋外広告物条例施行規則（平成 28 年湖南省規則第 46 号）別表第 2 の市道五軒茶屋線及び市道西線のそれぞれの道路境界から両側 25 メートルを超えない範囲内で市長が別に定める区域は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 4 月 1 日

湖南省長 松 浦 加代子



別紙



—— 市長が別に定める区域